

能美市特定公共賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため及び当市における定住を促進するため、特定公共賃貸住宅に入居する子育て世帯に対し、特定公共賃貸住宅の家賃に対する補助金の交付に関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する者に対し交付する。

- (1) 能美市営粟生北住宅の入居者
- (2) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が同居する入居者
- (3) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に規定する市税等を完納している入居者
- (4) 家賃の滞納がない入居者

(補助金額)

第3条 補助金額は、1世帯につき1月当たり1万8,000円とし、入居者が新たに入居若しくは退去した場合又は前条の補助対象者の要件を有しなくなった場合において、その月の入居期間が1月に満たないときは、その月の補助金の額は、日割計算によるものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅家賃補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と判断したときは、特定公共賃貸住宅家賃補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の家賃を納付後、当該年度の3月末日までに、特定公共賃貸住宅家賃補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、特定公共賃貸住宅家賃補助金確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(退去等)

第8条 交付決定者は、退去しようとするとき又は第2条の補助対象者の要件を有しなくなったときは、速やかに特定公共賃貸住宅家賃補助金変更交付申請兼実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、特定公共賃貸住宅家賃補助金変更交付決定通知兼補助金確定通知書(様式第6号)によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

(請求)

第9条 交付決定者は、前2条の規定による通知があったときは、補助金精算請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、家賃納付後に補助金概算払請求書(様式第8号)を提出することができる。

3 前項の補助金概算払請求書は、4月分から6月分まで、7月分から9月分まで、10月分から12月分まで及び1月分から3月分までの四半期ごとに、提出するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者の提出書類に誤り若しくは偽りがある場合
- (2) 第2条の補助対象の要件を有しなくなったにもかかわらず、第8条に規定する変更交付申請兼実績報告書の提出がない場合
- (3) 市長が能美市特定公共賃貸住宅条例(平成17年能美市条例第141号)第28条の規定により明渡しを請求した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。